







運輸安全委員会は、令和6年7月25日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・  コンテナ船DONGJIN FORTUNE陸上作業員死亡 (徳島県徳島小松島港小松島区赤石地区-10m岸壁 令和3年11月9日発生)
- ・  遊漁船成翔丸釣り客負傷 (沖縄県南城市久高島南方沖 令和5年5月7日発生)
- ・  【経過報告】ダイビング船クリスタルM転覆 (沖縄県宮古島市下地島北西方沖 令和5年8月16日発生)
- ・  【経過報告】コンテナ船CONTSHIP UNO 貨物船いずみ丸衝突 (紀伊水道 令和5年8月24日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (7件) [ 80KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (51件) [ 186KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① コンテナ船A(7,683トン)陸上作業員死亡

コンテナ船Aは、徳島小松島港において、着岸作業中、陸上作業員が、跳ね上がった係留索に当たって重傷を負い、その後死亡した

② 遊漁船A(7.9トン)釣り客負傷

遊漁船Aは、沖縄県久高島南方沖において、航行中、波高約2.0mの高波を船首に受け、船首部が大きく上下に動揺した際、船首部にいた釣り客2人が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① コンテナ船A(7,683トン)陸上作業員死亡

(コンテナ船Aは、徳島小松島港において、着岸作業中、陸上作業員が、跳ね上がった係留索に当たって重傷を負い、その後死亡した)

【事故概要】

コンテナ船A(7,683トン、17人乗組)は、徳島小松島港において、着岸作業中、岸壁上で綱取り作業を行っていた陸上作業員の一人が、跳ね上がった係留索に当たって重傷を負い、その後死亡した

【発生日時】 令和3年11月9日07時54分ごろ(死亡日時: 令和3年11月12日18時11分ごろ)

【発生場所】 徳島県徳島小松島港小松島区赤石地区-10m岸壁

【死傷者】 死亡1人(陸上作業員A): 頸髄損傷、びまん性脳損傷、頭蓋骨・顔面骨・肋骨骨折

【損傷等】 なし

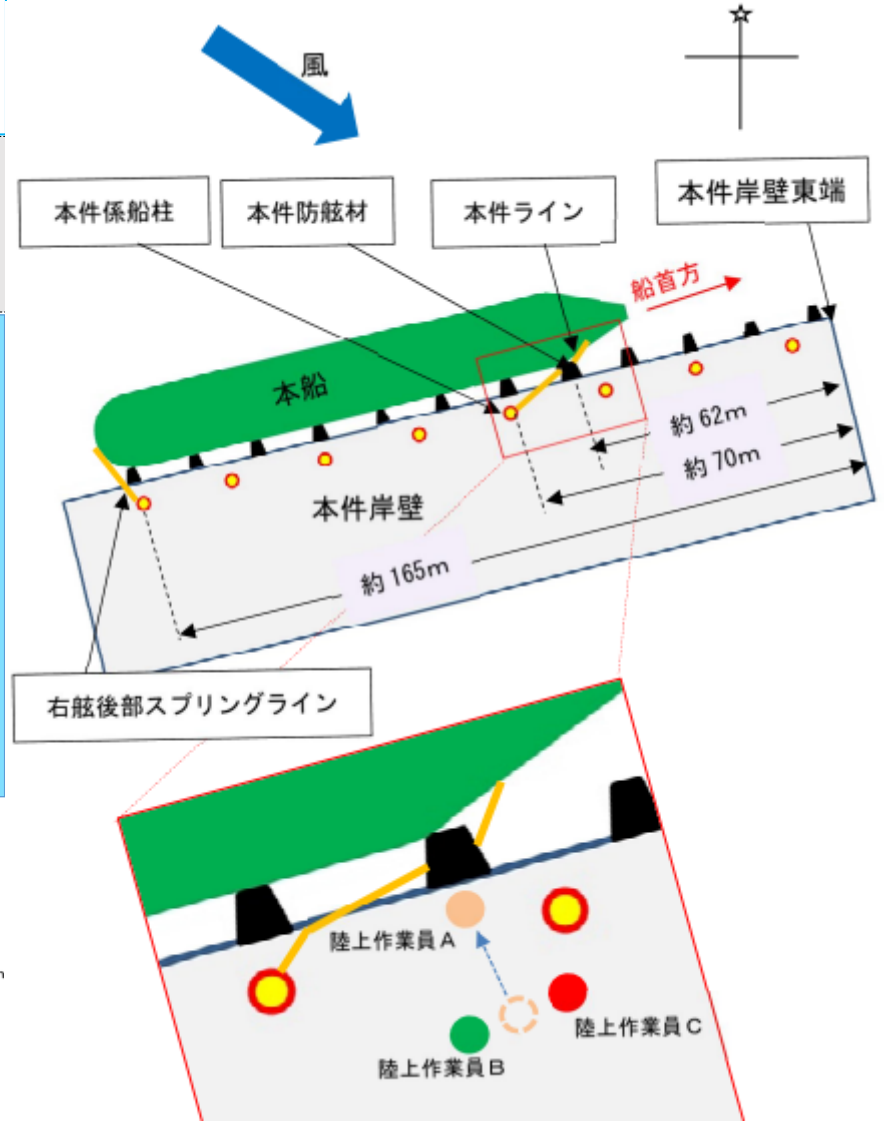
《原因・背景等》

- ◎ 徳島小松島港小松島区において、着岸作業中、右舷前部スプリングライン(以下「本件ライン」という)がゴム製防舷材(以下「本件防舷材」という)の下部に引っ掛かって緊張している状況下、陸上作業員Aが、本件ラインの状態を確認しようと、本件岸壁の上縁付近から本件防舷材の下部をのぞき込んだため、頭部が本件ラインの跳ね上がる範囲の中に入り、本件ラインが、引っ掛かった本件防舷材の下部から外れて跳ね上がった際、陸上作業員Aの頭部に当たった
- 陸上作業員2人は、係留索が引っ掛かった防舷材の下部から外れて上方に跳ね上がる状況を見たことがなかったことから、作業員Aも、本事故時の本件ラインの状況について、その危険性を十分に認識していなかった可能性がある
- 作業請負会社は、陸上作業員に対し、繋離船作業における様々な危険性に関する個別具体的な安全教育、指導までは行っておらず、同作業における現場の具体的な安全管理は、個々の陸上作業員の知識と経験に頼る状況であった

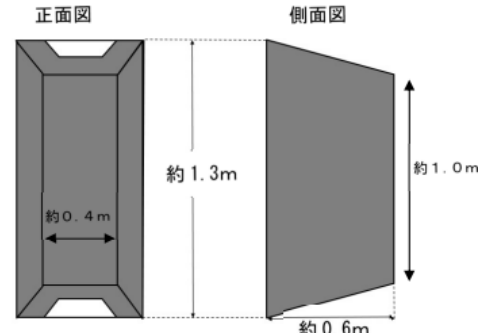
《再発防止策》

綱取り作業を請負う事業者は、繋離船作業を行う陸上作業員に対し、緊張状態の係留索が破断して跳ね返るスナップバックの危険性及び障害物等に引っ掛かって引っ張られ、緊張状態にある係留索が急に解放されて跳ね上がる場合の危険性について、事故事例を示したり危険範囲を明示したりするなど、個別具体的な安全教育を実施すること。また、作業前の打合せにおいても、係留索が船体と防舷材に挟まって緊張して張力が掛かるような場合は、離着岸する船舶側に同係留索を緩めさせるなど、作業段階毎の具体的な注意事項を明示し、厳守させること

* 本調査報告書は、R6.7.25に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



本船の本件岸壁接岸状況図



本件防舷材イメージ図

海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(7.9トン)釣り客負傷

(遊漁船Aは、沖縄県久高島南方沖において、航行中、波高約2.0mの高波を船首に受け、船首部が大きく上下に動揺した際、船首部にいた釣り客2人が負傷した)

【事故概要】

遊漁船A(7.9トン、1人乗組、釣り客10人[全員外国人])は、沖縄県久高島南方沖において、航行中、波高約2.0mの高波を船首に受け、船首部が大きく上下に動揺した際、船首部にいた釣り客2人が負傷した

《原因・背景等》

- ◎ 南方からのうねり及び波がある状況下、久高島南方沖を約9knの速力で南南東進中、船長が、主機の回転数を下げて十分に減速したと思い、釣り客を船首甲板に乗せた状態で航行を続けたため、波高約2.0mの高波を船首に受け、船首部が大きく上下に動揺した際、釣り客Aが臀部及び背中を船首甲板に、釣り客Bが左顔面を「たつ」にぶつけ負傷した
- 船長は、過去にも外国人釣り客を乗船させた経験があるが、その際、船首甲板に立っていた釣り客も船体動揺が大きくなると船尾部等に移動していたので、利用者の遵守事項を周知したことがなかった
- 事故当日、釣り客らが香港からの観光客であることを初めて知った船長は、言葉の問題で意思疎通が困難と思った

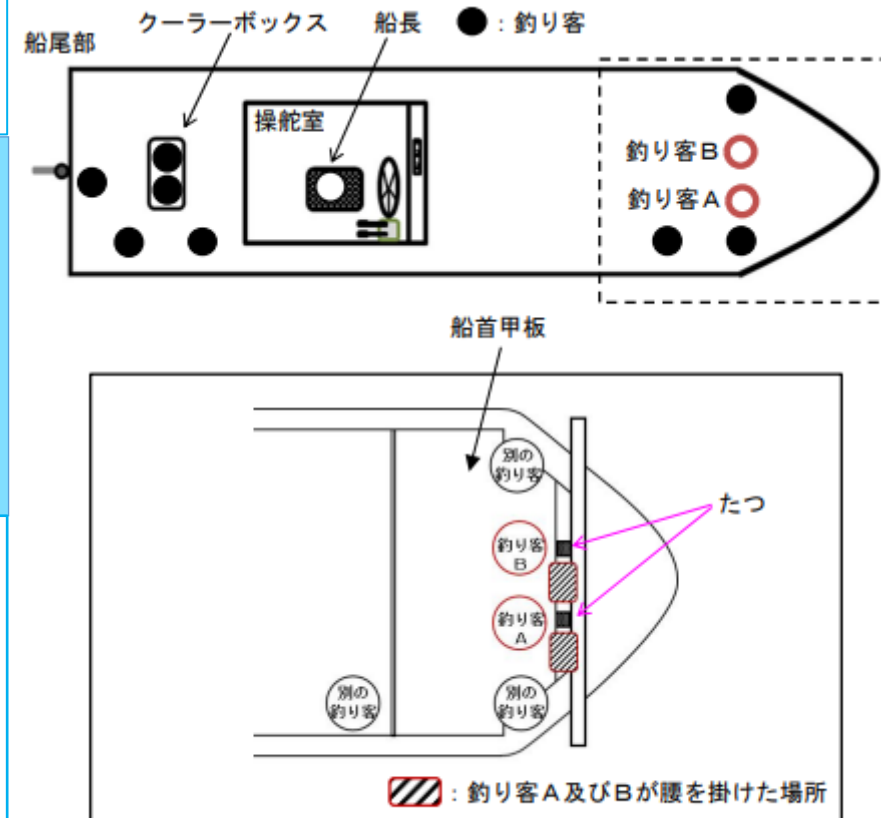
《再発防止策》

- (1) 遊漁船の船長等は、業務規程に定められた出航中止基準を遵守し、最新の気象・海象情報を事前に入手して出航の可否を判断すること
- (2) 遊漁船の船長等は、利用者に対し、船体動揺により船首部が大きく上下動して身体へ危険が及ぶ可能性があること、乗船中、船室内にいる場合を除き、救命胴衣を着用することなど、船上における注意事項を乗船前に確実に伝えて遵守させること
- (3) 遊漁船の船長等は、航行中、波の高さや方向に注意を払うとともに、波の影響により船体が動揺するとき、自船の航行時の船体動揺特性等を考慮して、波に対する進路の変更及び安全な速力までの十分な減速による船体動揺の軽減、利用者を船体中央部より後方に移動させる指導を行うなど、[運輸安全委員会が令和5年2月16日に水産庁長官に述べた意見](#)の内容に従い、業務規程の船体動揺による利用者の負傷事故防止に関する規定を遵守すること
- (4) 遊漁船の船長及び遊漁船業者は、外国人観光客が遊漁船を利用することを想定し、分かりやすいイラストを用いた注意事項を複数の言語に翻訳したリーフレットの利用者への配布、多言語音声翻訳アプリケーションをインストールしたタブレット端末の活用をするなど、外国人の利用者に注意事項を確実に伝えられるよう対策を講じることが望ましい

* 参照: 運輸委員会ダイジェスト第41号「遊漁船の安全航行に向けて」

https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No41_all.pdf

* 本調査報告書は、R6.7.25に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



釣り客がいた場所の概略図

【発生日時】 令和5年5月7日06時28分ごろ

【発生場所】 沖縄県久高島南方沖

【死傷者】 重傷2人(釣り客A[国籍:中華人民共和国香港特別行政区(以下「香港」という)]: 第一腰椎骨折、釣り客B[国籍:香港]: 顔面骨折)

【損傷等】 なし